

亀山市立学校体育施設開放に関する細則

この細則は、亀山市立学校体育施設の開放事業を円滑に運営するため、必要な事項を定めるものとする。

1. 運営委員会の任務

- ア 利用しようとする団体の登録に関すること。
- イ 利用の許可又は取消しに関すること。
- ウ 開放日程の調整に関すること。
- エ その他学校体育施設開放に必要な事項

2. 団体の登録

開放校を利用しようとする団体は、運営委員会へ登録しなければならない。

ア 登録の申請

登録をしようとする団体は、学校体育施設使用登録申請書を運営委員長に提出しなければならない。

イ 登録証の交付

登録の申請があった場合は、運営委員会に諮り、適当と認められるときは、申請者に登録証を交付する。

ウ 登録団体の管理責任者の変更

登録団体は、管理責任者に変更があったときは、その旨を速やかに委員長に届け出ること。

3. 利用の手続き

登録団体が学校体育施設を利用しようとするときは、利用を希望する月の前月の10日から20日までの間に、学校体育施設使用申込書を運営委員会に提出し、あらかじめ許可を受けなければならない。

4. 開放時間

学校体育施設の開放時間は、午後7時から午後9時30分までとする。ただし、利用時間等を変更する必要がある場合は、登録団体が開放校及び運営委員長と連絡をとり、変更すること。

5. 利用者の義務

- (1) 利用においては、運営委員会の指示に従うこと。
- (2) 車は、定められた所に整理して駐車すること。
- (3) 体育館利用者は、必ず体育館用上靴を持参し、これに履き替えて指定の入口より入館すること。
- (4) 施設の開閉錠は、施設の利用団体が責任を持って行うこと。
- (5) 利用許可以外の場所に立ち入らないこと。
- (6) 利用者以外の同伴は、原則として禁止する。ただし、止むを得ず同伴する場合は、保護者の責任において安全を確保しなければならない。
- (7) 定められた場所以外では、飲食・喫煙をしないこと。
- (8) 利用時間を順守し、必ず「管理日誌」に記入すること。
- (9) 利用に際して連絡事項が発生した場合は、速やかに運営委員長及び開放校へ連絡すること。
- (10) 利用後は、施設・用具の清掃及び整理・点検を行い、消灯戸締りを完全にすると同時に、管理日誌の点検項目にも記入すること。
- (11) 利用後は、速やかに退室すること。
- (12) 火災発生の予防・危険・事故・損傷等の防止に努めること。
- (13) 団体の利用権を譲渡、転貸しないこと。

6. 事故の処理

開放中の事故については、団体の責任において処理すること。

7. 傷害保険への加入

登録申請団体の登録者は、全員が「スポーツ安全保険」に加入すること。

8. 報告

運営委員長は、3か月ごとの施設の開放実績（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）を、翌月の15日までに学校体育施設開放状況報告書により文化スポーツ室へ報告するものとする。